

○総務省告示第百八十六号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

[1 略]
[削る]

[1 同左]
2 承認証明機関の区別

承認証明機関	区別
TUV SUD BABT Unlimited	203
Element Materials Technology Warwick Ltd	205

2 [略]

3 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。